

処理委あつ旋 に抗議の声明

水俣病訴訟 松井護団

水俣病訴訟の原告弁護団（団長 山本茂雄）は一日、さきの水俣病補償処理委員会のあつ旋に抗議して、つぎのような声明を発表した。

水俣病補償処理委員会は、あつ旋を行なう前提として、チツソの責任をます追及すべきであつた。しかし同委員会は、これを故意に避けている。今回のあつ旋は、あたかも町の顔役の勢力を背景にした「まあ、まあ」的処理にすぎ

ず、そこにはなんらのモラルも見当たらない。

妥結額についても、死者最高四百万円は、あまりにも少なく、病状によるランクのつけ方も合理性に欠けている。生存年金の最高二十八万円は、月額にして二万三千円余り。物価高の今日、これで健康にして文化的な最低限度の生活は営めない。今回のあつ旋は、憲法の保障する基本的人件を無視した「悪あつ旋」として長く公害史に残ることになろう。